

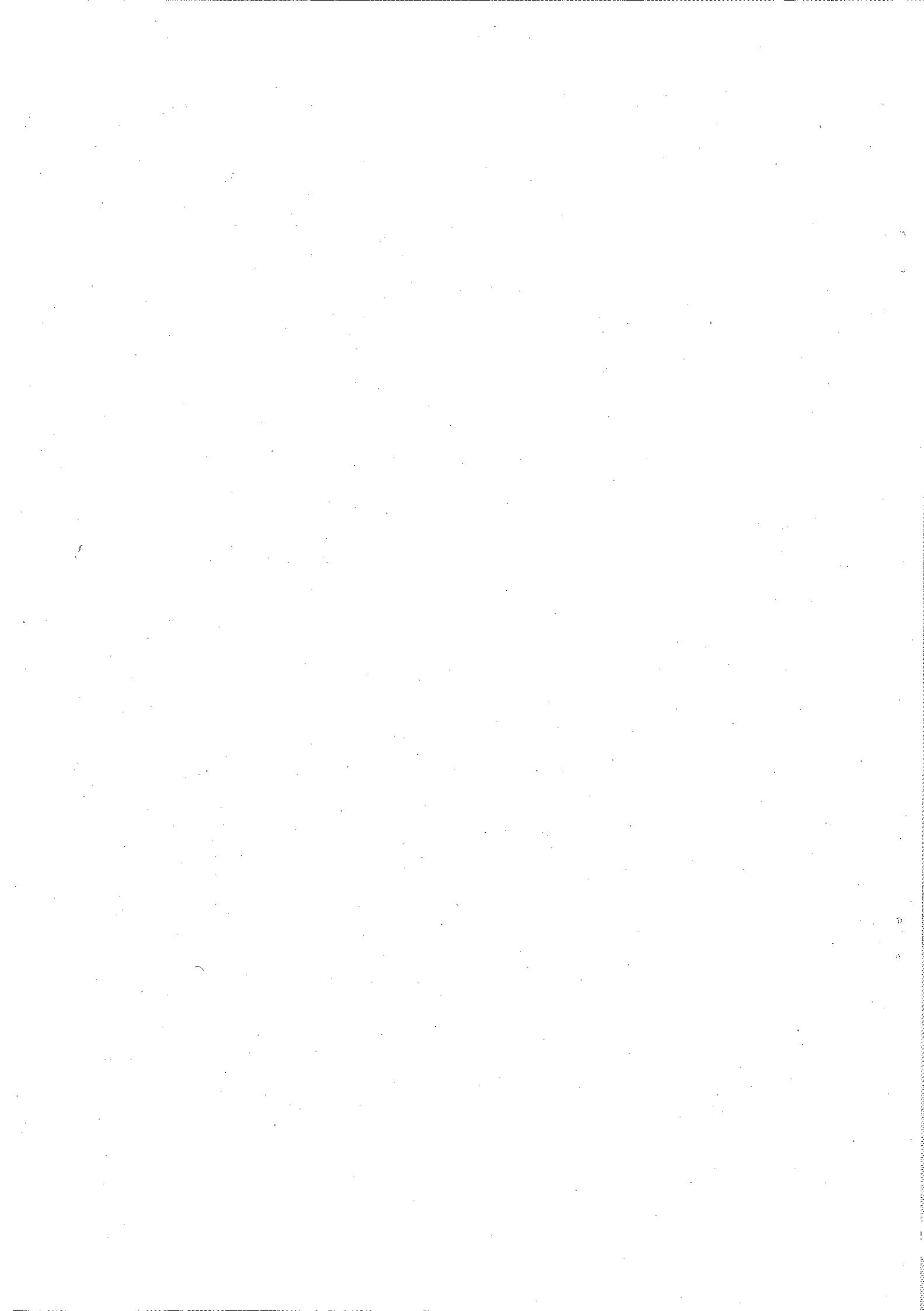
議案第15号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山享弘



## 日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- ・現行、職員の通勤手当は上限10,000円で頭打ちとなっており、上限の引き上げを行う。

### 2 改正内容

- ・現行、職員の通勤手当は上限 15 km以上が一律 10,000 円で頭打ちとなっており通勤手当の上限を引き上げる。ただし、10,000 円以上の通勤手当については、限度額より 10,000 円を除した額の二分の一を 10,000 円に加えた額とする。自動車及び交通機関を利用した場合ともに、20,800 円を上限とする。

例 30 km以上 35 km未満 限度額 18,700 円

$$(18,700 - 10,000) \div 2 + 10,000 = 14,350 \text{ 円}$$

### 3 附則

平成 28 年 4 月 1 日から施行

## 日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めることにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が10,000円を超えるときは、支給単位期間につき、10,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が10,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,450円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めることにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が10,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,800円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が10,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ウ 略</p>

<u>キ</u>	<u>職員</u>	<u>12,900円</u>	<u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である</u>
<u>ク</u>	<u>職員</u>	<u>14,350円</u>	<u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である</u>
<u>ケ</u>	<u>職員</u>	<u>15,800円</u>	<u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である</u>
<u>ニ</u>	<u>職員</u>	<u>17,200円</u>	<u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</u>
<u>サ</u>	<u>職員</u>	<u>18,100円</u>	<u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である</u>
<u>シ</u>	<u>職員</u>	<u>19,000円</u>	<u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である</u>
<u>ス</u>	<u>職員</u>	<u>19,900円</u>	<u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u>

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が20,800円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用により通勤するものとした場合の通勤距離、自動車等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が10,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、10,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

